

2006年5月30日

御中

特定非営利活動法人 コモンズ

**「吉野川流域住民の意見を聴く会」のファシリテータ
派遣依頼について**

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月23日付で国土交通省徳島河川国道事務所より発表のあった、「吉野川流域住民の意見を聴く会」について、添付資料-1の内容で、会議の進行・促進の役割を担うファシリテータの派遣依頼が当法人にありました。

ファシリテータ受諾の可否について、理事会等で検討した結果、添付資料-2の通り、回答することに致しましたので、ご案内致します。

尚、今後の国土交通省とのやりとりについては、ホームページにて公開する予定です。

敬具

記付資料-1：国土交通省徳島河川国道事務所からの依頼文書
添付資料-2：コモンズより国土交通省徳島河川国道事務所への回答書

お問い合わせ先

特定非営利活動法人コモンズ

担当：副代表理事 澤田俊明

770-0814 徳島市南常三島町1丁目2-5-203

TEL/FAX 088-652-7666

ホームページ <http://www.common.v-or.jp>



国四整徳地第6号
平成18年 5月23日

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多順三 殿

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長



吉野川水系河川整備計画策定に際し実施する
「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行に関する依頼書

平素は、国土交通省関係事業の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、吉野川においては平成17年11月18日に、河川法に基づく河川整備の基本となる方針である「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

今後早期に、吉野川水系河川整備計画を策定するため、継続して検討を実施しております。策定にあたっては、住民参加、情報公開のもとで具体的な整備内容の検討を進めて参りたいと考えています。

また、検討にあたっては多くの流域住民の方に参加いただき、吉野川の河川整備に関する意見を伺うため、その手法について検討しています。

つきましては、流域住民の方からの意見を聴取するための「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータを、特定非営利団体コモンズに派遣していただきたく依頼申し上げます。

記

1. 依頼内容：吉野川水系河川整備計画を策定するに際し、四国地方整備局が開催を予定している「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータの派遣
2. 実施予定箇所：吉野川流域内の複数の場
3. 実施予定回数：20回程度/年
4. 回答期限：平成18年5月30日（火）
5. その他：「土木学会四国支部 四国の土木技術者における合意形成運営技能の評価方法に関する研究委員会」より紹介を受けた団体の中から、地域性・中立性を考慮し、特定非営利団体コモンズを選定させていただきました。

コモンズ第 0601 号
平成 18 年 5 月 30 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 石川 浩 殿

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多 順三

**吉野川水系河川整備計画策定に際し実施する
「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について（回答）**

平素は、特定非営利活動の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

「国四整徳地第 6 号」でご依頼のありました「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータの派遣につきまして、下記の条件が満たされたと判断される場合、標記ご依頼を受諾させていただきます。

記

- 1．受諾の対象： 吉野川水系河川整備計画を策定するに際し、四国地方整備局が開催を予定している「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータの派遣
- 2．受諾の条件： 別紙 1、別紙 2 のとおり

以上

別紙 1

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行の受諾条件等について

平成 18 年 5 月 30 日 特定非営利活動法人 コモンズ

1. はじめに

コモンズは、新しい公共による豊かな公共空間の実現を目指し、まちづくりの専門家による第三者組織として、公共空間の整備等における市民参加と合意形成の支援、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの実現を目的とした活動を行う NPO 法人です。

私たちは、吉野川水系河川整備計画を策定するに際し、今後開催が予定されている「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータの派遣の依頼（平成 18 年 5 月 23 日付け）を、国土交通省徳島河川国道事務所より受けました。

本資料は、今回、国土交通省からのファシリテータ派遣依頼に対し、コモンズが受諾する場合の条件等について記したものです。

2. コモンズの認識

吉野川は、治水・利水・環境・利用・社会・文化・風土・生活・教育等の全般にわたり、広域的にも局所的にも、多大な恵みとともに、洪水などの脅威を与えてきました。

私たちは、吉野川の将来のあり方を考えて行く上で、“多様な視点や価値を掘り起こすこと、多様な視点や価値の存在を認めあうこと、そして、それらの人々に望ましい計画を地域の総意でつくること”が大切であると考えています。

「よりより吉野川づくりを目指して（国交省徳島工事事務所、H14 年 1 月）」では、「徹底的な P I（パブリック・インボルブメント）」のもと、「検討の場」が確保すべき要素として、「中立性」「公平性」「公開性」「客観性」のほか、「透明性」の重要性が指摘されています。この指摘について、私たちは大いに評価しています。

私たちは、上記の「検討の場」で確保されるべき要素のほか、「検討の場が決定される段階での“手続き”」に対しても、中立性・公平性・公開性・客観性・

透明性が、必要と考えています。そのためには、中立で独立した支援者が必要であると、私たちは認識しています。

3. コモンズの立場

私たちは、まちづくりの専門家による組織として、公共空間の整備等における市民参加と合意形成の支援を目的に、「流域住民の方々からの意見聴取」のための「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行・促進の役割を果たすファシリテータとなる場合、中立、独立した機関として関与する立場をとります。

そのため、私たちは、別紙2に示すファシリテータの行動規範に従うとともに、別紙2の内容が「流域住民の方々からの意見聴取」の場で担保されることを求めます。

4. ファシリテータ受託の条件

コモンズは、下記条件が満たされると判断される場合、今回依頼があった「住民の意見を聴く会」のファシリテータを受諾します。

受諾の条件

(1) 条件 - 1 : ファシリテータの中立性・独立性の担保

- ・ 別紙2「中立性、独立性を有するファシリテータ（意見交換の促進役）の行動規範、及び、確保されるべき事項（平成18年5月30日、コモンズ）」が担保されること

(2) 条件 - 2 : 「住民の意見を聴く会」等の情報提供

- ・ 現時点での、「住民の意見を聴く会」の開催主旨、開催要領、スケジュール、参加者募集計画、議事次第、配布予定資料、意見聴取の方法などの詳細資料の提供があること
- ・ 現時点での、「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の実施概要の資料の提供があること

(3) 条件 - 3 : 打ち合わせの実施

- ・ 上記、条件 - 1、条件 - 2のための国交省とコモンズとの打ち合わせが、必要な回数実施され、その結果が公開されること

別紙 2

中立性、独立性を有するファシリテータ（意見交換の促進役）の行動規範および、確保されるべき事項について

平成 18 年 5 月 30 日 特定非営利活動法人 コモンズ

1. 役割

ファシリテータは、会議における意見交換を円滑に進行する役割を果たす。このため、ファシリテータは会議で表明された意見を中立的立場から分類整理することで効率よく幅広い意見が交換されることを支援する。ただし、個別意見の正確性、技術的妥当性について評価する役割、権限は持たない。

2. グラウンド・ルールの策定

ファシリテータが役割を果たすために、会議の目的、役割、話し合いの手順と日程、会議を運営する組織の関係、参加者の責務とルール、意見交換の方法、とりまとめの方法、決定に対する意見の反映方法について定めた「グラウンド・ルール」が、あらかじめ公表され、参加者に認められることが必要となる。

3. グラウンド・ルールの遵守

ファシリテータは必要に応じ、グラウンド・ルールの内容について意見をのべ、策定を支援する。また、会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断する時にはそのことを指摘し、その遵守を求めることができる。

4. 不偏性

ファシリテータは、会議のグラウンド・ルールにしたがい、会議への参加者である、住民、招集者、専門家等に、公平に対応することを規範とする。ただし、意見を有する者の数ではなく内容の多様性に着目し、さまざまな意見を自由に発表、交換できるような場づくりをする。

5. 自己決定

ファシリテータは、招集者およびその他関係者との協議のもとで、進行を担う会議の進め方について決定するが、その際に招集者や他の関係者等に偏らずに独自に決定することを規範とする。このことが保障される必要がある。

6. 匿名による意見表明機会の提供

ファシリテータは、身分を招集者や関係者に明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を収集または聴取し、その内容を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとする。

7. 情報の取得

ファシリテータは、進行上重要な情報を会議に先立って入手できることが保障される必要がある。

8. 利害関係

ファシリテータは、意見交換を効率的に進行することにより公共の利益に資する。ファシリテータ自身もしくは特定の者の利益増進を目的に表明される意見の内容を誘導しないことを規範とする。

ファシリテータはその業務に必要となる経費を受け取るが、支払者の利益増進を目的に表明される意見の内容を意図的に誘導してはならない。また、ファシリテータは、会議において表明される意見の内容を支払の条件に含めてはならない。

意見交換を不偏的に進行できないと判断した場合、ファシリテータは自らその任を外れる権利を保有する。